

# 長野市子ども・子育て支援事業計画

## (骨子素案 イメージ)

すくすくジャパン!



平成 26 年 3 月



# 目次

## **第1章 計画策定に当たって**

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画作成時期  任意
- 4 計画期間  任意
- 5 策定体制

## **第2章 長野市の子ども・子育てを取り巻く環境**

- 1 人口・世帯・人口動態等
- 2 教育・保育施設の状況
- 3 地域子ども・子育て支援事業の状況
- 4 ニーズ調査の結果概要
- 5 長野市の子ども・子育て支援の課題

## **第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方**

- 1 基本理念  任意
- 2 家庭・地域・事業者・行政の役割

## **第4章 教育・保育提供区域の設定** 必須

- 1 教育・保育提供区域について
- 2 認定区分ごとの区域設定
- 3 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

## **第5章 教育・保育施設の充実**

- 1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策  必須
- 2 教育・保育の一体的提供の推進  必須
- 3 教育・保育の質の向上
- 4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保  任意

## **第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実**

- 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策  必須
- 2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

## **第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進** 任意

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 3 障害児施策の充実
- 4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

## **第8章 計画の推進体制**

- 1 関係機関等との連携
- 2 計画の達成状況の点検・評価  任意

## **資料編**

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

本計画は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として策定する。

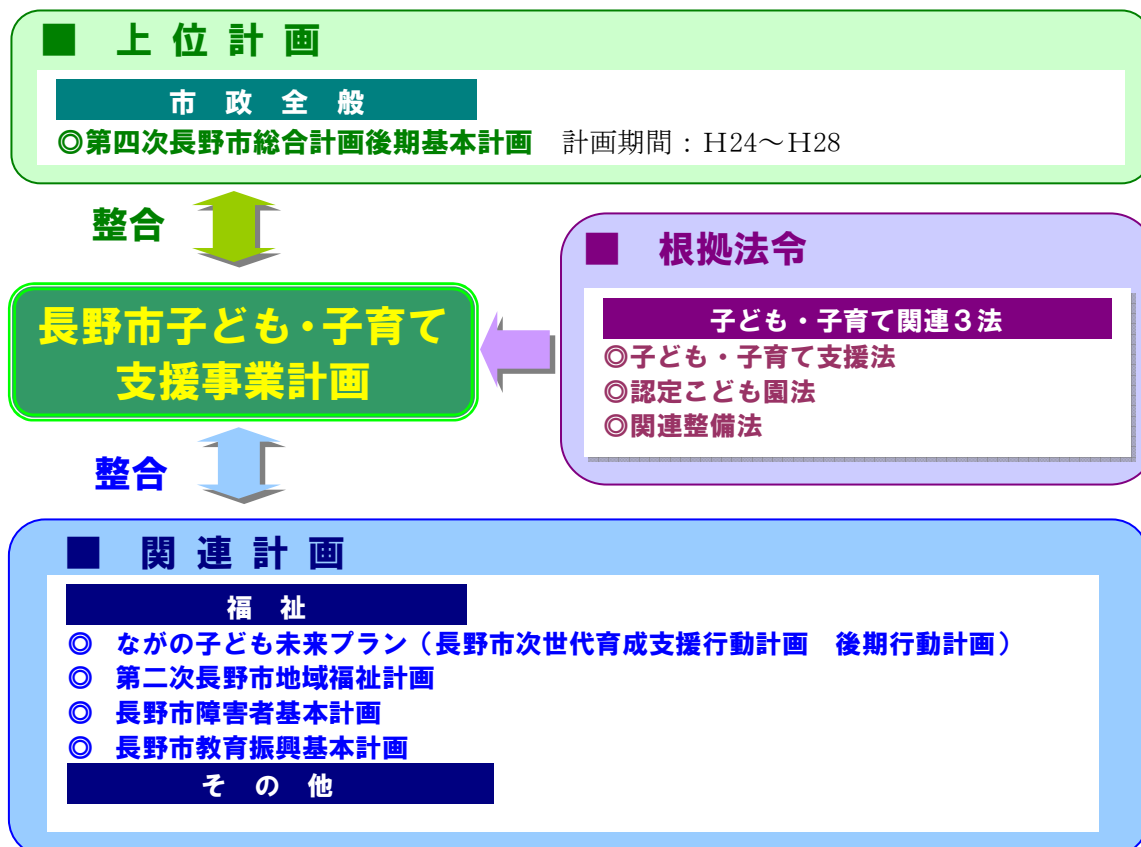
### 主な内容

○「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」（国の基本指針より）を目的とした計画策定の趣旨を記載します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられる。

最上位計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画等との調和を図ることとする。



### 主な内容

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であることを記載します。
- 最上位計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画等との調和を図ることを記載します。

### 3 計画作成時期 任意

本計画は、法の施行の日の半年程度前までに概ねの案を取りまとめることとする。

### 主な内容

- 事業計画の作成の時期を定めます。
- 教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等の事務が法の施行の日の半年程度前に開始される予定であることから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、法の施行の日の半年程度前までに概ねの案を取りまとめます。

### 4 計画期間 任意

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする。

### 主な内容

- 法の施行の日から5年を1期として作成することを記載します。

### 5 策定体制

#### (1) 長野市版子ども・子育て会議の設置

### 主な内容

- 子ども・子育て会議の設置（長野市社会福祉審議会児童福祉分科会で位置付け）について記載します。

#### (2) 利用者意向把握調査（ニーズ調査）の実施

### 主な内容

- ニーズ調査等による子どもの保護者、子ども・子育て支援にかかる当事者の意見の聴取の実施について記載します。

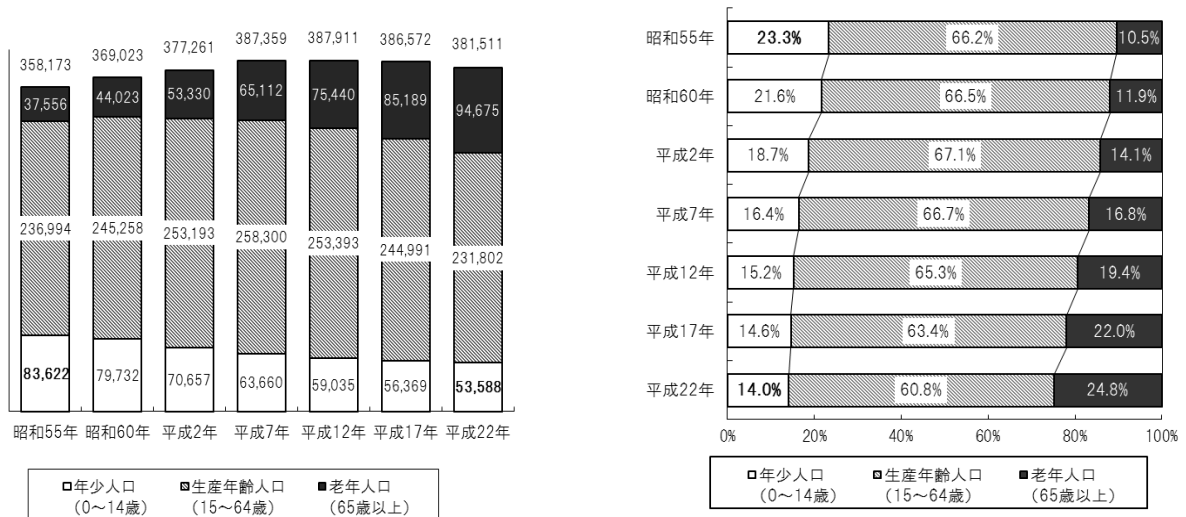
## 第2章 長野市の子ども・子育てを取り巻く環境

### 1 人口・世帯・人口動態等

#### (1) 人口の推移

○平成12年ごろをピークに減少傾向に転じている。

○少子高齢化が進行し、年少人口が昭和55年から平成22年までの30年間で約3,000人減少し、全体に占める割合も9.3ポイント減少している。

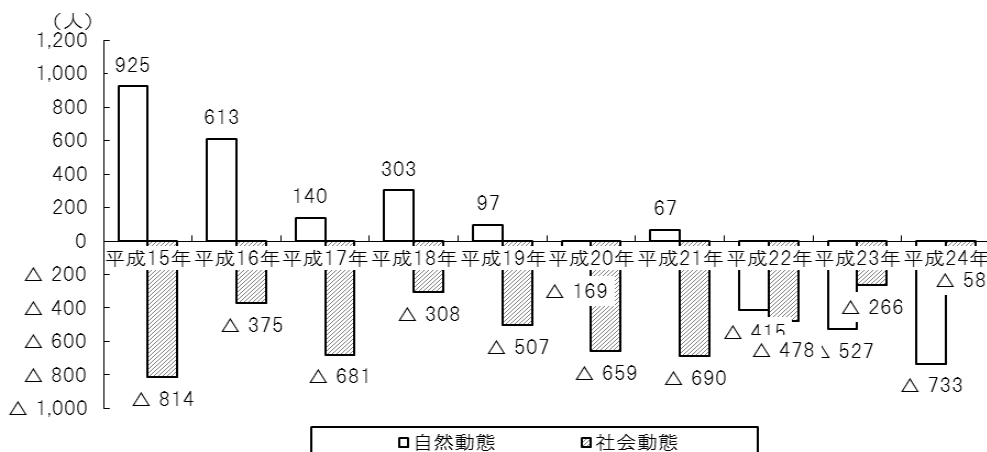


#### (2) 自然動態・社会動態

○社会動態（転入-転出）は、ここ10年間はマイナスで推移しており、人口減少の主な要因となってきた。

○自然動態（出生-死亡）は、平成19年ごろまでは、プラスで推移していたが、平成20年以降、マイナスの年が多くなっており、人口減少を加速させている。

##### ■自然動態・社会動態の推移

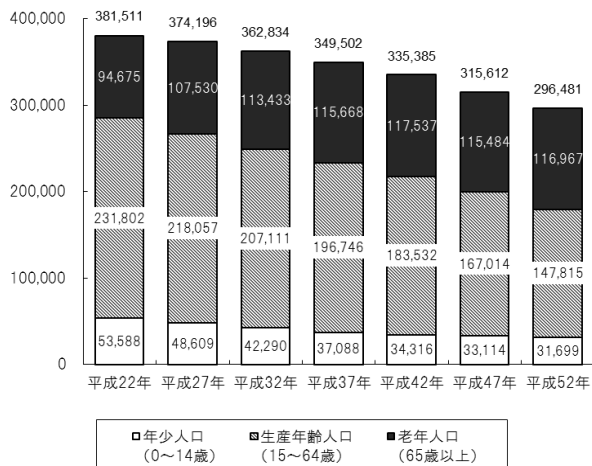


### (3) 将来の人口推計

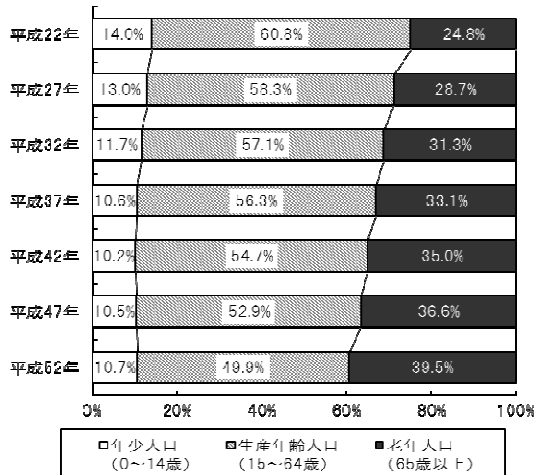
○平成52年には、30万人を下回ると推計される。

○年少人口も30年間で約22,000人減少すると見込まれる。

■年齢3区分別人口の将来推計



■年齢3区分別人口割合の将来推計



### (4) 世帯の状況

### (5) 出生の状況

### (6) 婚姻・離婚の状況

### (7) 就労の状況

#### 主要内容

○人口・世帯数の推移や人口動態等から、少子化、核家族化、就労の状況等を整理します。

## 2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

(2) 保育園の利用状況

(3) 幼稚園の利用状況

(4) 認可外保育施設の利用状況

### 主な内容

○幼稚園、保育所、認定こども園等の設置状況、定員・利用者数の推移を示します。



### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

- (1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）
- (2) 放課後児童健全育成事業（放課後子どもプラン）
- (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業（はじめまして赤ちゃん事業）
- (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- (6) 地域子育て支援拠点事業（子ども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場）
- (7) 一時預かり事業
- (8) 病児保育事業（病後児保育）
- (9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- (10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

#### 主な内容

○地域子ども・子育て支援事業の実施状況を示します。

## 4 ニーズ調査の結果概要

(利用意向把握調査(ニーズ調査)の結果の概要を示す。)

○調査対象：市内在住の就学前児童がいる家庭の保護者 4,000人

○調査期間：平成25年9月12日～平成25年9月27日

○調査方法：郵送配付・回収

○配布・回収：

種別	配布数	回収数	回収率
合計	4,000票	2,152票	53.8%

※詳細は、「利用意向把握調査(ニーズ調査)集計結果報告書」を参照のこと。

### 主な内容

○保護者の就労状況・意向、教育・保育施設等の利用ニーズ、地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズ、小学校入学後の放課後の過ごし方、育児休業・短時間勤務制度の取得状況等の集計結果について記載します。

## 5 長野市の子ども・子育て支援の課題

(第2章 1～4を踏まえ、長野市の子ども・子育て支援の課題について、今後、整理・検討する。)

### 主な内容

- これらの結果から本市の現状と課題を浮かび上がらせ、主要課題を整理し、基本理念・目標・施策目標につなげていきます

## 第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

### 1 基本理念 任意

(本計画への基本的なビジョンについて、今後、検討する。)

#### 主な内容

○本計画への基本的なビジョンを明確にします。

### 2 家庭・地域・事業者・行政の役割

(家庭・地域・事業者・行政の役割について、今後、整理・検討する。)

#### 主な内容

○家庭・地域・事業者・行政の役割を整理します。

## 1 教育・保育提供区域について

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に異動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定する。

### (1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものである。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっている。

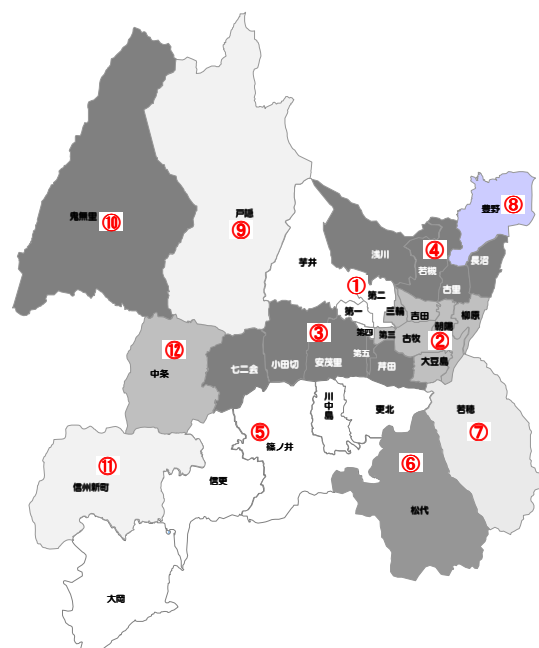
### (2) 区域設定の考え方

教育・保育提供区域の設定にあたっては、①地区内での教育・保育施設の利用率、②通園にかかる負担感、③各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等の「偏り」の3つの項目を踏まえ、行政区を基礎単位とし、隣接する複数地区の組み合わせによる区域設定を行った。

### (3) 長野市における教育・保育提供区域

上記の考え方により、長野市では教育・保育提供区域（基本型）を以下の12区域に設定しています。なお、1号認定および地域子ども・子育て支援事業では、別途、教育・保育提供区域（応用型）を設定する。

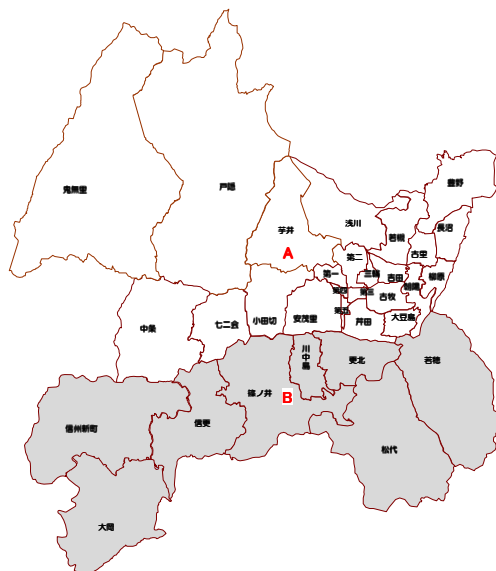
教育・保育提供区域（基本型）			
①	第一、第二、第四、芋井		
②	第三、三輪、古牧、吉田、柳原、大豆島、朝陽		
③	第五、芹田、安茂里、小田切、七二会		
④	古里、浅川、若槻、長沼		
⑤	篠ノ井、川中島、更北、信更、大岡		
⑥	松代	⑦	若穂
⑧	豊野	⑨	戸隠
⑩	鬼無里	⑪	信州新町
⑫	中条		



## 2 認定区分ごとの区域設定

1号認定については、供給基盤のバランスを考慮し、犀川を挟んで北側（犀北）と南側（犀南）とに分けて区域設定をし、教育・保育提供区域（応用型：1号認定区分）とする。

教育・保育提供区域（基本型）	
A	第一、第二、第三、第四、第五、芹田、三輪、古牧、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、小田切、芋井、七二会、豊野、戸隠、鬼無里、中条
B	篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、信更、大岡、信州新町



### 3 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から市内全域または教育・保育提供区域（基本型）をベースに提供区域の組み合わせによる教育・保育提供区域（応用型）を設定する。

なお、放課後児童健全育成事業については、長野市版放課後子どもプランの考え方を踏まえ、例外として、小学校区による区域設定とする。

事業区分	教育・保育提供区域設定（案）	考え方
利用者支援に関する事業	未定	国の動向、ニーズ調査の結果を踏まえ、必要に応じて組み合わせによる区域設定を行います。
時間外保育事業	基本型	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供区域（基本型）とします。
放課後児童健全育成事業	小学校区	長野市版放課後子どもプランの考え方を踏まえ、例外として小学校区とします。
子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。
養育支援訪問事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	未定	国の動向、ニーズ調査の結果を踏まえ、必要に応じて組み合わせによる区域設定を行います。
一時預かり事業	基本型	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域（基本型）とします。
病児・病後児保育事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。
子育て援助活動支援事業	未定	国の動向、ニーズ調査の結果を踏まえ、必要に応じて組み合わせによる区域設定を行います。
妊婦に対して健康診査を実施する事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。

#### 主な内容

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。
- 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

## 第5章 教育・保育施設の充実

### 1 教育・保育施設の需要量および確保の方策 必須

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定する。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとする。

#### (1) 1号認定

##### ■ A 提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
確認を受けない幼稚園					
過不足					

##### ■ B 提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
確認を受けない幼稚園					
過不足					

#### (2) 2号認定

##### ■ ①提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
幼児期の学校教育の利用 希望が強い					
上記以外					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
認可外保育施設					
過不足					



■②提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
幼児期の学校教育の利用 希望が強い					
上記以外					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
認可外保育施設					
過不足					

■③提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
幼児期の学校教育の利用 希望が強い					
上記以外					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
認可外保育施設					
過不足					

■④提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
幼児期の学校教育の利用 希望が強い					
上記以外					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
認可外保育施設					
過不足					

### (3) 3号認定 (0歳)

#### ■①提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
地域型保育事業					
認可外保育施設					
過不足					

#### ■②提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
地域型保育事業					
認可外保育施設					

#### ■③提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
地域型保育事業					
認可外保育施設					
過不足					

#### ■④提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
地域型保育事業					
認可外保育施設					
過不足					

### (3) 3号認定 (1・2歳)

#### ■①提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
地域型保育事業					
認可外保育施設					
過不足					

#### ■②提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
地域型保育事業					
認可外保育施設					
過不足					

#### ■③提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
地域型保育事業					
認可外保育施設					
過不足					

### (4) 保育利用率

#### 主な内容

- 国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

## 2 教育・保育の一体的提供の推進 必須

(認定こども園の普及に係る考え方や質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割、小学校教育との円滑な接続、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携等について、第3回分科会の議論を踏まえ、方向性を整理・検討する。)

- ①認定こども園の整備促進
- ②幼・保・小連携の体制強化
- ③地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

## 3 教育・保育施設の質の向上

(質の高い幼児期の学校教育・保育に向けた取組について、今後、整理・検討する。)

- ①職員配置の充実
- ②職員の資質向上に向けた研修等の充実

### 主な内容

○認定こども園の普及にかかる考え方や質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割、小学校教育との円滑な接続、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携等について記載します。

## 4 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 任意

(保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるための取組について、今後、整理・検討する。)

### 主な内容

○保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるための取組を記載します。

## 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

必須

(国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定する。)

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとする。

#### ■時間外保育事業

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①	必要利用定員総数					
	確保の内容					
	過不足					
②	必要利用定員総数					
	確保の内容					
	過不足					
③	必要利用定員総数					
	確保の内容					
	過不足					
④	必要利用定員総数					
	確保の内容					
	過不足					
⑤	必要利用定員総数					
	確保の内容					
	過不足					
⑥	必要利用定員総数					
	確保の内容					
	過不足					
⑦	必要利用定員総数					
	確保の内容					
	過不足					

#### 主な内容

○国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

○設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

## 2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

(質の高い地域の子育て支援に向けた取組について、今後、整理・検討する。)

### 主な内容

○質の高い地域の子育て支援に向けた取組を記載します。

### 1 児童虐待防止対策の充実

(養育支援の必要とする家庭の早期把握及び地域の子育て支援の活用による虐待予防、虐待の早期発見・早期対応、関係機関との連携等の取組について、今後、整理・検討する)

#### 主な内容

○養育支援の必要とする家庭の早期把握及び地域の子育て支援の活用による虐待予防、虐待の早期発見・早期対応、関係機関との連携等の取組について記載します。

### 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

(地域子ども・子育て支援事業等の利用におけるひとり親家庭への配慮や県との連携による総合的な自立支援の推進について、今後、整理・検討する)

#### 主な内容

○地域子ども・子育て支援事業等の利用におけるひとり親家庭への配慮や県との連携による総合的な自立支援の推進について記載します。

### 3 障害児施策の充実

(障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を図るための妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進、発達障害を含め障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加をするために必要な力を身につけるための取組について、今後、整理・検討する)

#### 主な内容

- 障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を図るための妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進について記載します。
- 発達障害を含め障害のある子どもについて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加をするために必要な力を身につけるための取組について記載します。

### 4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

(働く意欲のある若者が就労し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けた企業や市民等の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子ども・育て支援の基盤づくりを積極的に進めるための取組について、今後、整理・検討する。)

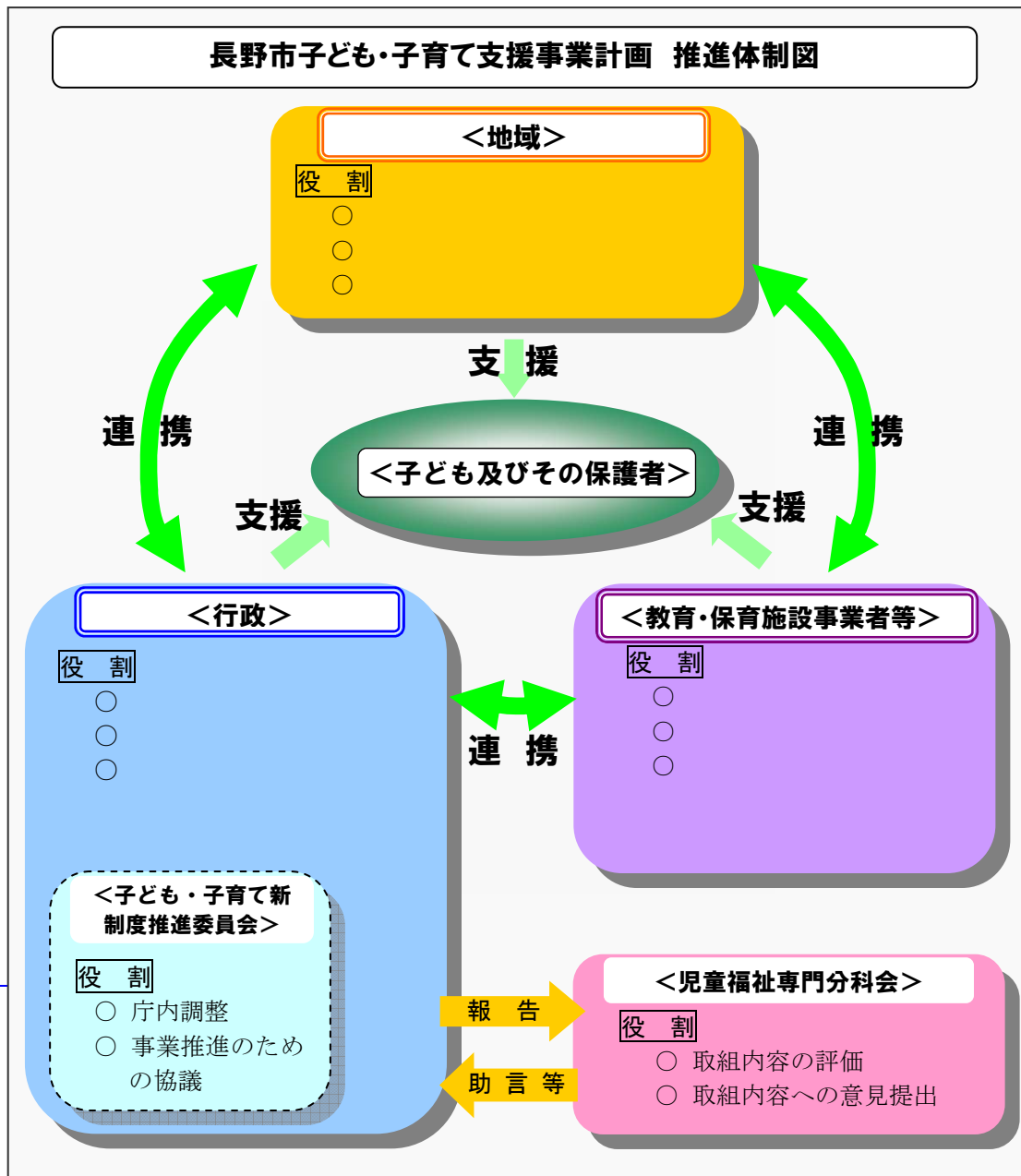
#### 主な内容

○働く意欲のある若者が就労し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けた企業や市民等の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子ども・育て支援の基盤づくりを積極的に進めるための取組について記載します。

## 第8章 計画の推進体制

### 1 関係機関等との連携

(計画の推進における庁内関係部局や近隣市町村、県、教育・保育施設事業者等との連携及び協働による計画の推進について、今後、整理・検討する。)



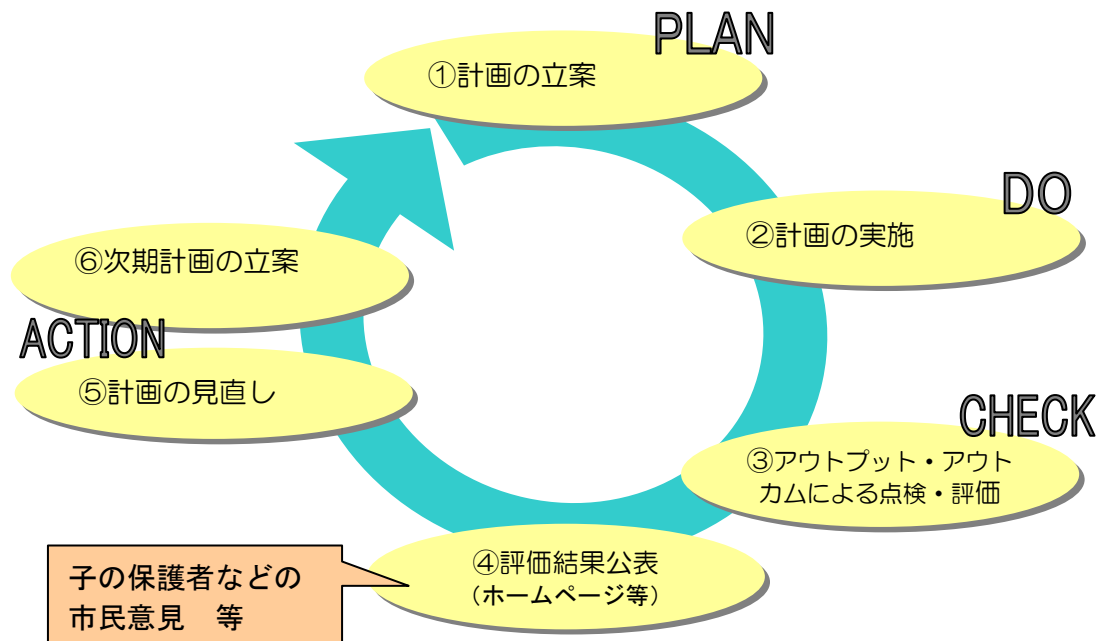
#### 主な内容

○庁内関係部局や近隣市町村、県、教育・保育施設事業者等との連携及び協働による計画の推進について記載します。



## 2 計画の達成状況の点検・評価 任意

(個別事業の進捗状況(アウトプット)及び計画全体の成果(アウトカム)について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていくことについて、今後、整理・検討する。)



### 主要内容

○個別事業の進捗状況(アウトプット)及び計画全体の成果(アウトカム)について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていくことについて記載します。

## 資料編

資料1 施策一覧

資料2 利用希望把握調査（ニーズ調査）結果概要

資料3 計画策定の経緯

資料4 用語解説

資料5 ○○○

・  
・  
・



長野市

## 長野市子ども・子育て支援事業計画

平成27年4月

発行 長野市

編集 長野市こども未来部こども政策課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

TEL 026-224-6796 FAX 026-224-5108

ホームページ <http://www.city.nagano.nagano.jp/>

E-mail [ko-seisaku@city.nagano.lg.jp](mailto:ko-seisaku@city.nagano.lg.jp)